

羽島市内で建築等を行われる方へ

羽島市内で建築行為を行う場合、建築基準法、都市計画法等所定の手続きの他、以下のとおり羽島市独自の規制があります。

<中高層建築物（4階建以上）の建築を行う場合>

自治会等へ建築概要等の事前説明をお願いしております。
建築確認申請を提出する前に、自治会等へ事前説明を行った書類等の提出が必要です。

<旅館、ホテル等の建築を行う場合>

条例により、行政上の手続きを行う60日前までに旅館等建築同意申請が必要です。

申請にあたっては、20日間の建築計画の公開、地元説明、その他の条件があります。また、申請後は、旅館等建築審査会の意見を聞いたうえで同意となりますので、余裕をもったスケジュールで申請が必要となります。

上記詳細につきましては、都市計画課 建築係へご相談ください。